

2024年4月から

相続登記(名義変更)が義務化されました!

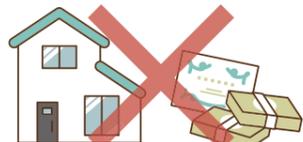
3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど相続関係が複雑になり手続きが面倒になります。



名義変更が終わっていない不動産は売却できません。売りたいときに売れない可能性があります。



これから発生する相続だけではなく、これまでに発生した相続についても名義変更が義務化されます。



これらがすべて相続トラブルにつながる可能性があります!

まずは専門家にご相談ください。

節税対策から相続税に関するご相談は税務申告まで 相続税 税理士が対応します

生前の相続税対策

- 相続税がどのくらいになるか知りたい
- 今からできる節税対策を教えてください
- 不動産ばかりで相続税の納税資金が心配
- 二次相続も考えた遺産分割についてアドバイスがほしい

相続税の節税は長期的な対策が有効です。今からできることを始めましょう。

相続税申告

- 相続税申告が必要かどうか判断してほしい
- 税務署から相続税についてのお尋ねが届いた
- 有利な税制を活用したいので専門家に依頼したい
- 税務調査のことについて知りたい

経験豊富な税理士が親身に対応いたします。相続税申告のご依頼もお受けいたします。

税理士法人 日本会計グループ
日本会計コンサルティング株式会社 / ホームオフィス仙台

宮城県仙台市青葉区大町1丁目2番16号
大町カービル2階
TEL 022-214-5455 FAX 022-214-1654

お問合せ

杜のかけはし司法書士事務所

仙台市泉区南光台東一丁目2番16号アオキビル202号 代表司法書士 佐藤 義孝(宮城県司法書士会)
TEL 022-208-3806 FAX 022-774-2810 司法書士 洞内 夏子(宮城県司法書士会)

相談会では司法書士2名が対応します

(女性限定で女性司法書士のみ対応も可能です。予約時にお申し付けください)

広告

土曜日の
相談を行います

相続の専門家がお悩みを解決いたします。

遺言書
作成

相続
手続

任意
後見

相続税

「相続」 無料相談会

相続のご相談が急増しています!

相続の手続き・対策は他人事ではありません!
いざという時のために備えが必要です。

開催日

8月 **2** (土)・**8** (金)・**9** (土)
各日10~16時

事前予約制 (平日9:00~17:00)

お電話でお申し込みください

☎022-208-3806

「新聞折込チラシを見た」とお伝えください

※この電話は予約専用となります。相談についてのご相談・ご質問には回答できません。
※ご自分で作成された書類のチェックはお断りしております。
※当事務所の契約駐車場はございません。

会場

杜のかけはし司法書士事務所
仙台市泉区南光台東一丁目2番16号アオキビル202号

主催

杜のかけはし司法書士事務所
【協賛：税理士法人日本会計グループ】

～ ご挨拶 ～

仙台市泉区南光台で、夫婦で司法書士をしております。お客様が抱えるどんな小さな不安にも、しっかりと耳を傾けたい。そんな思いから、ご面談は基本的に夫婦二人でじっくりお話を伺います。事務所名に込めたのは、『人と手続きを結ぶ架け橋となる』という願いです。今回の相談会を通じ、皆様抱える相続手続きに関するご負担を少しでも軽減できるよう、精一杯お手伝いさせていただきます。



仙台市営バス南光台南3丁目北停留所で下車し徒歩1分。
(地下鉄旭ヶ丘駅より徒歩30分)
ローソン南光台東1丁目店と道路を挟んで隣のビルの2階です。

「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

相続について

相続手続きの代行

- 相続人調査(戸籍収集)・法定相続情報一覧図の作成
- 相続人間で決定した遺産分割内容を協議書として作成
- 相続関係説明図の作成

相続人が必要な各種手続きをスムーズに進めるための各種資料の収集・作成サポートを行います。

各種相続手続きのサポート

- 預貯金の名義変更・解約手続きの書類作成
- 故人名義の車両の名義変更や売却に必要な書類作成
- 年金受給停止の手続き(年金事務所への届出支援)、介護保険・健康保険資格喪失の届出

名義変更や解約等の相続に関する必要な手続きをスムーズに進めるためのサポートを行います。

相続放棄・遺産整理支援

- 家庭裁判所への相続放棄申述書の作成(提出は本人)
- 相続財産の調査・整理支援

相続トラブルを防ぎ、遺産を円滑に分配するためのサポートを行います。



生前対策について

遺言書作成支援

- 公正証書遺言の作成サポート
- 法的に有効な自筆証書遺言の作成アドバイス、法務局の「自筆証書遺言保管制度」利用支援
- 内容を秘密にしつつ法的効力を持たせる秘密証書遺言の作成支援

遺言者の意思を法的に有効な形で残し、円滑な相続の実現サポートを行います。

財産管理・相続対策のサポート

- 財産目録(不動産・預貯金・株式など)の作成
- エンディングノート作成支援
- 家族信託契約書の作成支援
- 尊厳死宣言書・任意後見契約の作成支援

生前の財産整理や相続準備を円滑に進めるためのサポートを行います。

こんな場合は「遺言」を残しましょう!

- 子供がいなくて財産は配偶者に全て渡したい
- 子供間に経済的な格差がある
- 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- 特定の相続人に財産を残したい
- 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- 遺産のほとんどが不動産だ

ひとつでも当てはまる方は

遺言を利用した生前対策が有効です!

家族間での相続争いは年々増加しています。「後悔しない遺言」を作成するためのサポートをいたします。

公正証書遺言

自筆証書遺言

証人立合い

遺言執行

ご相談の事例紹介

●実家の名義変更をしたい

父が亡くなり、実家の名義を母に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか?

<男性 会社員(62歳)>

相続登記のためには、相続人の確定や必要書類の準備が必要です。戸籍謄本、遺産分割協議書、固定資産評価証明書などを揃えた上で、法務局へ登記申請を行います。当事務所では、書類の収集から登記申請までサポートいたします。

●遺産分割協議書の作成とは?

兄妹3人で相続することになりましたが、話し合いで合意した内容を正式な書類にしたいです。

<女性 主婦(34歳)>

遺産分割協議書を作成し、全員の署名・実印押印を行うことで、正式な合意書類となります。当事務所では、法的に有効な遺産分割協議書を作成し、不動産の相続登記も併せてサポートいたします。

●相続放棄の手続きとは?

父が亡くなりましたが、借金があると聞きました。相続放棄をしたいのですが、どうすればよいですか?

<男性 会社経営(73歳)>

相続放棄は、相続開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。当事務所では、相続放棄申述書の作成、必要書類の収集をサポートし、スムーズに手続きを進めるお手伝いをいたします。

●遺言書の検認手続きとは?

亡くなった母が自筆で遺言を残していました。どのような手続きが必要ですか?

<男性 自営業(65歳)>

自筆証書遺言は、家庭裁判所で「検認手続き」が必要です。当事務所では、家庭裁判所への申立書作成、必要書類の準備をサポートし、遺言が適切に執行されるようお手伝いします。